

岩内町地域公共交通活性化協議会における地域公共交通確保維持改善事業の概要

①事業実施の目的・必要性

岩内町には鉄道がなく、町外への公共交通手段としては、主として路線バスがその役割を担っている。町の中心部に位置する岩内バスターミナルを起終点とし、札幌市、小樽市、寿都町、神恵内村、倶知安町まで運行しており、幹線交通については一定の交通サービスを充足しているが、町内移動や幹線交通に接続するためのフィーダー交通が不足している状況にある。

このため、平成28年10月より町内を循環する「岩内町コミュニティバス」の運行を開始し、高齢者や障がい者等の交通弱者の通院や買い物などの町内移動、幹線交通に接続するフィーダー機能の役割を担っている。

しかしながら、コミュニティバスが循環していない地域や、北海道中央バス(株)運行していた「岩内円山線」の廃止によって拡大した交通空白地域が存在しており、幹線交通、コミュニティバス、乗合タクシーによる地域公共交通網の確保・維持や、新たな交通体系の導入の検討が必要である。

住民ニーズに合った交通サービスの提供と地域公共交通の利用拡大を行うことで、住民がより安全で安心な暮らしを実現するための持続可能な地域公共交通の確保・維持・改善が今後も必要である。

②生活交通確保維持改善計画の目標

・通院や買い物など生活面での利便性を確保するとともに、商店街などと連携し、地域公共交通を確保する。

また、広報活動やバスを利用しやすい環境整備を継続して行い、利用者の増加を図るとともに、誰もが安心して利用できる公共交通を目指す。

◆コミュニティバスの年間利用者数

〔目標〕 45,000人/年 (R1.10~R2.9実績 38,639人/年)

◆収支改善率

〔目標〕 25.0% (R2収支率 23.4%)

③地域公共交通の現況

- ・ニセコバス株式会社、北海道中央バス株式会社
(雷電線、小沢線) (神恵内線・高速いわない号)
- ・(株)キングハイヤー、Niseko International Transport (株)
(旧：フレンドタクシー)

④協議会開催状況

- 令和3年6月17日(木) 第25回協議会 (書面開催)
 - ・令和4年度地域内フィーダー系統確保維持計画(案)について
- 令和4年1月13日(木) 第26回協議会
 - ・令和3年度地域公共交通確保維持改善事業・評価(案)について
- 令和4年2月18日(金) 第27回協議会 (書面開催)
 - ・岩内町円山地域乗合タクシー実証運行事業の延長実施について
- 令和4年3月23日(水) 第28回協議会
 - ・令和3年度岩内町地域公共交通計画掲載事業進捗状況について
- 令和4年6月27日(月) 第29回協議会
 - ・協議会規約の一部改正(案)について
 - ・令和5年度地域内フィーダー系統確保維持計画(案)について
- 令和5年1月16日(月) 第30回協議会
 - ・令和4年度地域公共交通確保維持改善事業・評価(案)について
 - ・岩内町円山地域乗合タクシー実証運行事業の本格運行について

⑤令和4年度事業概要

【系統名】岩内町コミュニティバス

【運行区間】岩内町内

【運行便数】1日8便(日曜日、12月31日、1月2日、3日は6便、1月1日は全便運休)

【運賃】大人 200円

小学生以下・障がい者手帳(知的・身体・精神)保持者及び介助者1名 無料

【運行事業者】ニセコバス株式会社

令和4年度事業の実施状況

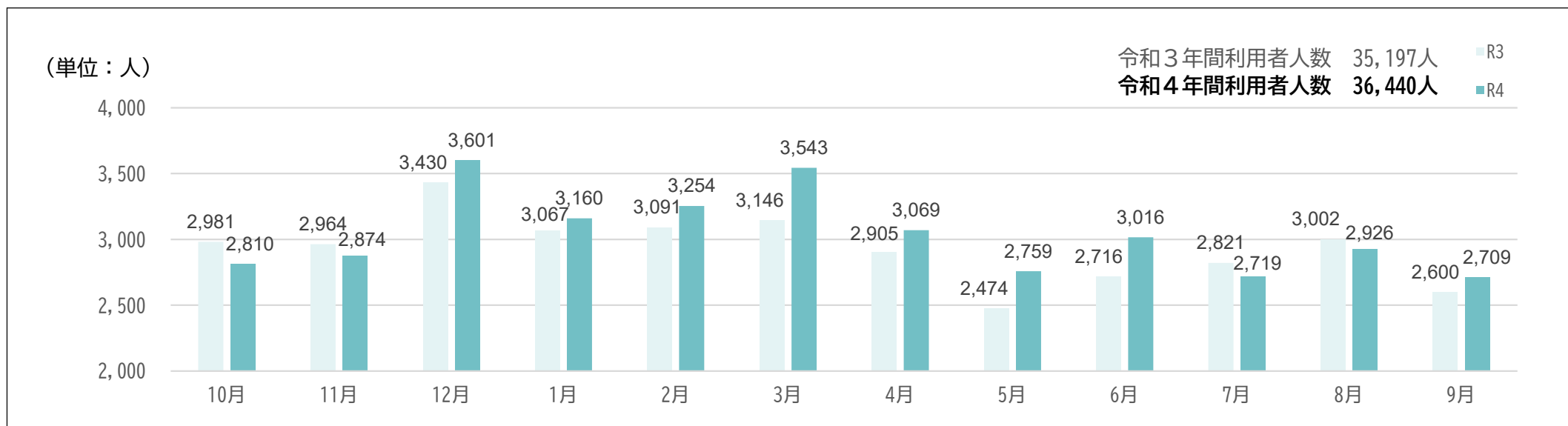
1) プロセス、創意工夫

- 地域公共交通の核である岩内バスターミナルを起終点とした町内循環ルートを実現。
- 利用促進を図るため、町広報誌、ホームページによる周知の他、町内公共交通に関する情報を網羅的に示さないわない公共交通マップ「いわナビ」の作成及び配布を実施。
- 病院、商店街、公営住宅など需要の多い場所に停留所を設置し、高い利便性を実現。

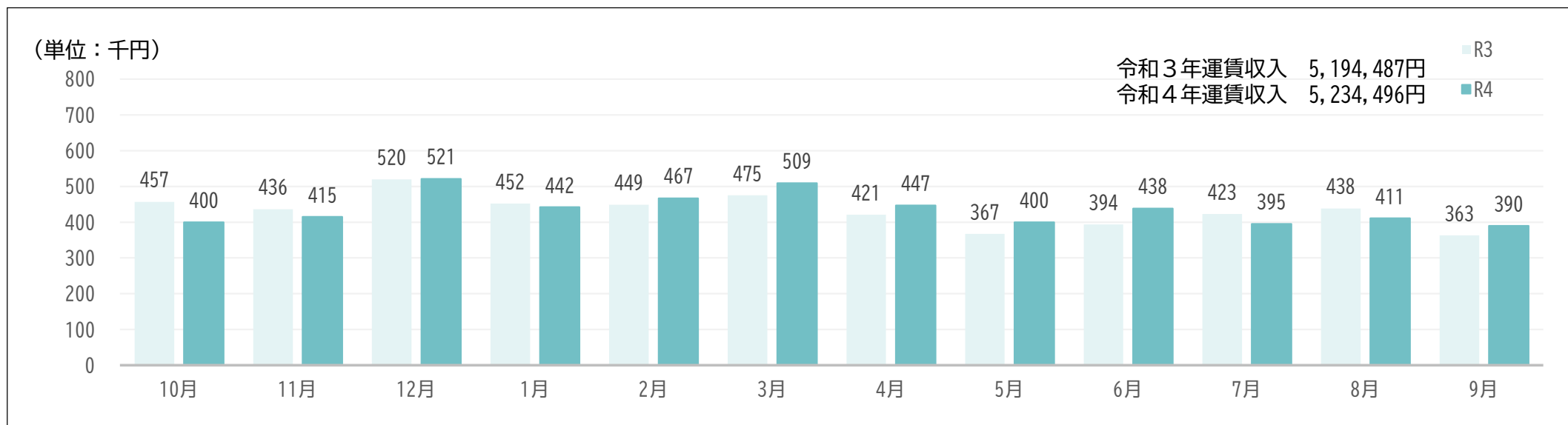
2) 運行系統



3) 利用実績



4) 収入実績



5) 事業実施の適切性

計画通り事業は適切に実施された。

6) 目標・効果達成状況

・事業の実施により、主に病院・公営住宅などの停留所を中心に多くの乗降者があり、高齢者をはじめ、住民の生活の足を確保することができた。また、移動が困難な冬季について、他の時期よりも乗降人数が増加し、住民の移動手段である公共交通として十分に機能を果たした。

・今年度については、新型コロナウイルス感染症の影響からの交通需用回復を見込んだものの、年間利用者数は36,440人、収支改善率は23.4%とどちらも目標を下回る結果となった。

7) 事業の今後の改善点

- ・通院や買い物などの生活面での利便性を確保するとともに、商店街などと連携し、地域の活性化に資する地域公共交通を確保する。また、広報活動やバスを利用できる公共交通の実現を目指す。
- ・キャッシュレス決済の導入を検討し、新型コロナウイルス感染症による新しい生活様式への対応を図る。

8) 地方運輸局における二次評価結果

(令和5年度分と併せて評価)